

❖ お引越後2週間以内にあること

Check	手続き内容	手続き場所	指定の手続き期間	備考
<input type="checkbox"/>	転入届の提出	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後14日以内	現在の自治体とは異なる住所へ転居した場合、お引越先の役所で転入届と転出証明書を出して住民票を移します。転入届は郵送による手続きは行えません。転入届の提出が遅れた場合は過料が課せられることがあります。必ずお引越後14日以内に提出しましょう。 ※転出証明書、本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、印鑑、転入する全員分のマイナンバーカード(通知カード)が必要です。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の加入 または住所変更手続き	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後14日以内	現在、国民健康保険に加入しており、現在の自治体とは異なる住所へ転居する場合、国民健康保険の加入手続きを行います。また、同一市区町村内への転居の場合は、住所変更手続きを行います。いずれも転入届を提出するタイミングで行いましょう。 ※転出証明書(同一市区町村の場合は不要)、国民健康保険証、本人確認書類、印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	国民年金の住所変更手続き	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後14日以内	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者の場合、原則住所変更に関する届け出は不要です。上記が結びついていない場合、お引越先で住所変更手続きを行います。同一市区町村内のお引越の場合、自治体によっては転出届の提出時に自動的に国民年金の住所も変更される場合があります。 ※国民年金手帳、本人確認書類、印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	印鑑の新規登録	引越先の市区町村の役所・役場の窓口		お引越元の役所で実印の印鑑登録を抹消した場合、新規登録の手続きをしましょう。お引越先で何らかの契約をする際、これまでの印鑑証明書は使えません。転入届を提出するタイミングで行いましょう。 ※本人確認書類、印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	原付バイクの住所変更手続き	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後15日以内	同一市区町村内のお引越の場合、転居届を提出すると自動的に住所変更が行われるため、特に手続きは必要ありません。他の市区町村へお引越する場合、お引越先の役所で登録申請手続きを行います。 ※廃車申告受付書が必要です。
<input type="checkbox"/>	児童手当の住所変更手続き	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後15日以内	同一市区町村内のお引越の場合、特に手続きは必要ありません。他の市区町村へお引越する場合、お引越先の役所で児童手当認定請求書を提出しましょう。 ※健康保険証のコピー、所得課税証明書、印鑑などが必要です。必要なものは場合によって異なるので、事前に確認しておきましょう。
<input type="checkbox"/>	ペットの登録事項変更届	引越先の市区町村の役所・役場の窓口 または保健所	お引越後すみやかに	同一市区町村内であっても、お引越元の役所または保健所で登録事項変更届の提出が必要です。 ※鑑札が必要です。
<input type="checkbox"/>	駐車場の契約	管理会社・不動産会社・家主・貸主	お引越後15日以内	転居先の住居に駐車場が備わっている場合は、住居の賃貸契約と同時に駐車場の契約も行えますが、駐車場が付属していない場合は、別途月極の駐車場探して利用の契約をしましょう。また、駐車場の住所が変更となった場合、車庫証明の届け出を行う必要があります。原則として、お引越後15日以内に提出することになっており、これを過ぎると罰則の対象になります。※車庫証明の届け出を行う際に不動産会社や管理会社に発行してもらいましょう。 ※身分証、住民票、印鑑、銀行印、印鑑証明書、車検証の写し、引き落とし口座の通帳やカードが必要です。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き 【電気】	契約している電力会社		電気そのものはブレーカーを上げれば当日から使用できますが、支払い関係については電気使用申込書に記入し、電力会社への送付が必要です。電気使用申込書は、新居のポストや玄関口、ブレーカーの近くに備え付けられています。申込書が見当たらない場合は電力会社に連絡しましょう。※電力計がスマートメーターの場合、事前の連絡をしていないと、当日の通電は難しく、2営業日かかる場合もあります。お引越後の電気料金は、利用を開始した当日から1回目の検計日前日までの使用量を日割り計算した金額になります。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き 【ガス】	契約しているガス会社		ガスの使用開始には必ず立ち合いが必要です。 ※代理人による立会も可能です。 一般家庭で使われるガスには「都市ガス」と「プロパン(LP)ガス」の2種類があります。転居先の物件がどちらかわからない場合は、事前に不動産会社に確認しておきましょう。 ※転居先でガスの種類が変わる場合、今までのガス機器は使用できません。 お引越後のガス料金は、お引越日と検計日の日程が近い場合は、基本料金を日割り計算の上、ガス料金を算定します。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き 【水道】	管轄の水道局		通常、すぐに水道が使えるようになっていきます。 ※もし水が出ない場合は玄関や駐車場付近などに水道のメーターボックスがあるので、その中の止水め栓を左に回しましょう。水が出るのを確認したら、水道使用開始申込書に必要事項を記入し、水道局へ送付します。水道使用開始申込書は、新居のポストや玄関口、ブレーカーの近くに備え付けられています。申込書が見当たらない場合は水道事業者に連絡しましょう。お引越後の水道料金は、利用を開始した当日から1回目の検計日前日までの使用量を日割り計算した金額になります。